

桜宮小学校いじめ防止基本方針

大阪市立桜宮小学校

令和8年度

桜宮小学校いじめ防止基本方針

大阪市立桜宮小学校
令和8年4月1日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめほどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「豊かな心を持ち、知・徳・体の調和のとれた実践力のある子どもを育てる。」という教育目標の達成のために「桜宮小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ① いじめを絶対に許さない学校を構築するために、生活指導部が企画・運営して教職員研修を持つとともに、児童にいじめをゆるさない教育を学年に応じて実施する。
- ② いじめの未然防止・早期発見のために、いじめアンケートを学期に1回実施する。
- ③ いじめを許さない学校を構築するために家庭・地域との連携を深める。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

- ① 学習規律の確立にむけて、全教職員で共通理解をはかるとともに、配慮を要する児童について共通認識の会を必要に応じて開催する。
- ② 授業力を高めるために、全教員が年1回以上公開授業を行う。

(2) 自己有用感を高めるために

- ① 本校で実施している縦割り班での活動（桜小ファミリー活動）を年間通して取り組む。
- ② 高学年はファミリー活動を通して、リーダーとしての自覚と責任感を高める。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

- ① 特別の教科「道徳」では、いじめに関する授業を年間指導計画の中に位置づけ、実践する。
- ② 桜宮小学校人権教育年間カリキュラムにそって実施し、命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感することができるようにする。
- ③ 学年に応じて情報モラル教育を計画的に実施する。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

① 教育相談体制について

学級担任、学年主任、養護教諭、管理職、スクールカウンセラー等をはじめ、全教職員が相談窓口として対応する。また、相談内容については、管理職に報告し、「いじめ対策委員会」等で対応について協議する。

② 生活指導体制について

校内に生活指導部をおき、登下校や休み時間等の看護、見守りなどを通して、いじめの早期発見をできるように取り組む。

③ 一人一台端末の「心の天気」「相談機能」を活用する。

④ いじめアンケート調査を活用する。

⑤ 学校に配置されているスクールカウンセラーを児童に紹介するとともに、積極的に活用する。

⑥ こども相談センターや区保健福祉センターの家庭児童相談所等の外部機関との連携を深める。

⑦ いじめ相談窓口を毎年、児童・保護者に周知する。

5. いじめの早期対応についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

① いじめ事案を発見した教職員はすぐに管理職へ報告する。

② 事案について、情報の共有・教職員の連携を図る。

③ 全教職員が団結して問題解決に取り組むための事案に応じて対策委員会を組織する。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

- ① いじめ対策委員会と称する。
- ② 構成メンバーは（委員長）校長（委員）教頭・生活指導部長・養護教諭・当該学年の担任とし、必要に応じて他のメンバーを加える。
- ③ いじめの事案解決にむけて、具体的手だて等を策定する。

【年間計画】

(1) 調査等

- ① 児童対象のいじめアンケート調査を年3回（学期に1回）行う。
- ② いじめ対策委員会は必要に応じて学校長が招集する。

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① ホームページや学校だよりなどにより情報を積極的に発信する。
- ② 学校協議会へ学校の情報を的確に発信し、地域・保護者の協力を得る。

(3) 取組内容の検証

- ① P D C Aサイクルを活用し、いじめ対策について未然防止ができたかどうかの検証を行う。
- ② 未然防止の推進・再発防止に関する改善方法について、全教職員で協議する場を設定する。

7. 重大事案への対処

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」・「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。
- ② 学校が得た情報は、できる限り公表し、誠意ある対応を行う。
- ③ 学校の外部機関との対応は教頭を窓口とする。
- ④ 被害児童及びその保護者への情報提供は適切かつ誠実に行う。

※ いじめ発見の際の流れ

